

平成30年(厚)第257号(以下「甲事件」という。)

平成30年(厚)第557号(以下「乙事件」という。)

令和元年5月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分をいずれも取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

1 甲事件及び乙事件の再審査請求人(以下「請求人」という。)の甲事件に係る再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

2 請求人の乙事件に係る再審査請求の趣旨は、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条に規定するいわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記2(1)記載の本件未支給保険給付の支給を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(3)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分をいずれも不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、特老厚年金の受給権者であったAが平成○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働

大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Aに支給すべき特老厚年金に係る保険給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給付」という。)の支給を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「生計を維持されていたとは判断できないため。」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「本件遺厚不支給処分」という。)をした。

(3) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「あなたから請求のありました、下記の受給権者(注:Aを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金・厚生年金保険未支給保険給付については、あなたが同給付を請求できる遺族の範囲(受給権者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらの者以外の三親等内の親族)に該当していない」という理由により、本件未支給保険給付を支給しない旨の処分(以下「本件未支給保険給付不支給処分」といい、本件遺厚不支給処分と併せて「原処分」という。)をした。なお、保険者代理人は、審理期日において、本件未支給保険給付不支給処分については、Aの死亡に係る国民年金未支給年金は該当がないため、厚生年金保険未支給保険給付のみが対象となる旨陳述した。

(4) 請求人は、本件遺厚不支給処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、審査官に対し、審査請求をした。

(5) 請求人は、本件未支給保険給付不支給処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、審査官に対し、審査請求をした。

(6) 審査官が、上記(4)記載の審査請求について、平成○年○月○日付けで、棄却の決定をしたことから、請求人は、本件遺厚不支給処分を不服として、同年○月○日(受付)、当審査会に対し、

再審査請求をした。

- (7) 審査官が、上記(5)記載の審査請求について、平成〇年〇月〇日付けで、棄却の決定をしたことから、請求人は、本件未支給保険給付不支給処分を不服として、同年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。
- (8) 当審査会は、本件未支給保険給付不支給処分に係る乙事件を、本件遺厚不支給処分に係る甲事件に併合して審理することとした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡した場合は、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(いわゆる内縁関係にある者)を含むとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 特老厚年金の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給

すべき特老厚年金に係る保険給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給保険給付」という。)があるときは、その受給権者の配偶者であって、その受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給保険給付の支給を請求することができる。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、内縁関係にあった者を含むとされている(厚年法第3条第2項及び第37条第1項並びに本件通知)。

- 3 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが適格死亡者及び特老厚年金の受給権者であったこと、請求人とAが戸籍上の婚姻関係を有していなかったこと、及び、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1(1)ないし(3)及び(5)の認定事実から明らかであり、これらの点についての当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)及び(3)にそれぞれ記載の理由により、遺族厚生年金及び本件未支給保険給付をいずれも支給しない旨の処分がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができるかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次に掲げる資料はいずれも写しである。
 - (1) B市長が証明するAを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(改製日平成〇年〇月〇日。平成〇年〇月〇日付け。)によれば、Aは、昭和〇年〇月〇日に出生し、婚姻関係のあったCとの間に長男Dをもうけたが、遅くとも平成〇年〇月〇日からAが平成〇年〇月〇日に死亡するまでの間は、婚姻の記録は

記載がなく、Aの死亡届は、親族としてDが提出している。そして、同市長が証明する請求人の父であるEを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（改製日平成〇年〇月〇日。平成〇年〇月〇日付け。）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に出生し、婚姻の記録は記載がない。

- (2) Aは、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、〇〇市〇〇〇に所在のa病院において、原発不明癌により死亡した。
- (3) Aは、特老厚年金の受給権を、61歳に達した平成〇年〇月〇日に取得し、同人の死亡により失権するまで有していた。また、Aは、その死亡時において、厚生年金保険の被保険者期間として〇月、地方公務員等共済組合の加入員期間として〇月を有していた。
- (4) B市長が証明する請求人を世帯主とする世帯全員の住民票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人は、妹Fとともに、平成〇年〇月〇日に同市〇〇町〇-〇から同市〇〇町〇-〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「b宅」という。）に転居し、その後、Aの死亡の時まで、住所の変更はなく、b宅において、請求人とFの2名を世帯員とする世帯の世帯主となっている。そして、同市長が証明するAに係る住民票の除票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、Aは、昭和〇年〇月〇日に同市〇〇〇から同市〇〇〇〇（以下「c宅」という。）に転居し、その後、死亡の時まで住所の変更はなく、c宅において世帯主となっていた。
- (5) B市長が証明する請求人に係る平成〇年度（平成〇年分）市県民税所得課税証明書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人に係る平成〇年分の合計所得金額及び総所得金額はいずれも〇円である。
- (6) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書（平成〇年〇月〇日付け。以下「本件申立書」という。）があり、その主な内容を記載す

ると、次のとおりである。

同居についての申立：H〇. 〇月より〇〇のA宅で同居生活開始。
（G体調くずしH〇. 〇月退職を機に）A前妻とは死別していたが、家族（義理含む）への配慮から入籍は元より住民票の異動についても時期をみることにしていた。

経済的援助についての申立

Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：常に

経済的援助の内容：GはH〇. 〇月退職後 現在に至るまで無職。同居の住宅費（借家賃）公共料金、食費等生活費全てAにて負担。A職場にて妻との認識は得ていたが上記②（注：「同居についての申立」欄を指す。以下同じ。）での配慮から事実婚としての認定は受けず税面社会保険の扶養に入らず、Gの国保料、国民年金1号納付 ケイタイ料金代支払は現金（納付書にて）A負担、Gのピアノ修理代、現金又は、A口座より引落。A手術時（〇〇〇〇年）家族保証人はGにて（事実婚の場合は「知人」と明記する様 病院より指示あり。今回、〇〇〇〇年〇月から死亡に至るまでの病院対応は、息子（D）が〇〇に居住地を移した時期と重なった為（住民票は〇〇の亡祖父宅）利便性もあり、息子にて署名。G郵便物について、G知人等にも事実婚の認識が浸透しており〇〇へ届いている。宅急便も〇〇G宛あり。自治会へ年度当初世帯員の報告をする際も A G連名で提出

定期的な音信・訪問についての申立

音信の手段：常に同居

訪問回数：常に

音信・訪問の内容：H〇. 〇月よ

宛名住所としてc宅が記載され、宛名人として「G'」と記載されている。

オ ○○総司所が発行したf会員証(以下、単に「f会員証」という。)2通(平成○年度のもの及び平成○年度のもの)及びg会員証(以下、単に「g会員証」といい、f会員証と併せて「会員証等」という。)4通(平成○年度のもの、平成○年度のもの、平成○年度のもの及び平成○年度のもの)

平成○年度のf会員証は、「○○司所 I」宛てのもので、宛名住所として「○○○○○○○○○○○○○○○」、宛名人として「I」と記載された郵便はがきと一体となったものであり、平成○年度のf会員証は「○○司所 I'」宛てのもので、宛名住所として「○○○○○○○○○○○○○○○」、宛名人として「I'」と記載された郵便はがきと一体となったものであるが、いずれも親教授番号は「○○○○」と記載されている。そして、g会員証はいずれも「○○司所 I'」宛てに発行されたものであると、平成○年度のもので、宛名住所として「○○○○○○○○○○○○○○○」、宛名人として「I'」と記載された郵便はがきと一体となったものである。

カ h社が発行した宅急便に係る「発払 請求書・ご依頼主控」と題する書面(領収日平成○年○月○日。以下「本件宅急便控」という。)

依頼主としてc宅を住所とする「G」と記載されている。

キ AがJ病院長宛てに作成した「CT検査におけるヨード造影剤使用に関する同意書」3通(平成○年○月○日付けのもの、同年○月○日付けのもの及び同年○月○日付けのもの)及びERCP(内視鏡的逆行性胆道瘻管造影)施行に係る同意書の一部(平成○年○月○日付け)(以

下、これら同意書を併せて「本件医療機関同意書」という。)

いずれも、「家族または保証人」欄の続柄を「知人」とする請求人が署名及び押印をしている。

ク 年賀状6通(平成○年のもの、平成○年のもの、平成○年のもの及び平成○年のもの各1通並びに平成○年のもの2通)

平成○年のもの、平成○年のもの及び平成○年のものは、いずれも、宛名住所としてc宅が記載され、宛名は「A、G」とされ、平成○年のものは、宛名住所としてc宅が記載され、宛名は「G'」とされ、平成○年のものは、宛名住所として「○○○○○○○○ A様方」と記載され、宛名は「G」とされている。

(9) 請求人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

本件申立書の「2 同居についての申立」欄に記載した内容の趣旨は、請求人とAは既にc宅において夫婦として生活をしており、また、Aの前妻の両親がc宅の近所に住んでいたため、同両親が亡くなった後に籍を入れればよいと、請求人はAと話をしており、請求人の住民票をc宅に移すこともそれまでの間は考えていなかったということである。

請求人は、Aと付き合ってから17年間、そして、Aと一緒に生活し専業主婦として約10年間、Aを支え、Aにも請求人のことを支えてもらってきたにもかかわらず、それが分かってもらえないことが悔しく、納得できない。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定、未支給保険給付の支給対象者に係る生計同一関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めてお

り、本件通知では、事実婚関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2つの要件を備えることを要するものであることとしている。

ア 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

イ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計同一関係及び生計維持関係の認定については、生計同一認定対象者及び生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者で、住所が適格死亡者と住民票上異なっているときは、当該配偶者が、適格死亡者との生計同一関係を認められるためには、次のウ又はエのいずれかに該当する必要があるとし、適格死亡者との生計維持関係を認められるためには、加えて、当該配偶者が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ウ 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

エ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができなどうかを検討する。

前記1で認定した事実及び本件記録によれば、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

すなわち、前記1(8)エ及びオによれば、会員証等に記載の雅号の変遷及び会員証等と一体となった郵便はがき部分に記載された宛名住所から、雅号を「I」又は「I'」として、f会員証を取得した後、g会員証を取得していた者は請求人であると推認でき、また、本件申立書及び前記1(9)によれば、請求人は、平成〇年〇月に勤務先を退職後、同年〇月から、c宅においてAと同居し、Aと夫婦としての生活を始めた旨を陳述しているところ、同月前の平成〇年度においては、請求人は雅号を「I」とし、そのf会員証はb宅に送付されていたことが認められ、平成〇年度及び平成〇年度ないし平成〇年度においては、請求人は雅号を「I'」に変更し、会員証等と一体となった郵便はがき部分が確認できる平成〇年度のf会員証及び平成〇年度のg会員証はc宅に送付されていたことが認められ、「I」から「I'」への雅号の変更及び会員証等の送付先住所の変更は請求人の上記陳述とも符合することが認められる。そして、平成〇年〇月〇日の本件宅急便控も依頼主である請求人の住所はc宅であることが認められ、本件実施報告書によれば、平成〇年〇月〇日に、住所をc宅とする請求人が

d社に対し電子楽器の修理サービスを依頼し、平成○年○月○日に同サービスが実施されたが修理完了できなかったことが認められ、本件納品請求書によれば、請求人が「G」として、同年○月○日に修理できなかった電子楽器に係る部品をd社に発注し、同年○月にはc宅において部品交換による修理がされたことがうかがえるのである。さらに、上記1(8)クによれば、平成○年の年賀状は宛名を「G」としているものの、宛名住所は「○○○○○○○○○○ A様方」とされ、それ以外の平成○年、平成○年、平成○年及び平成○年のものは、いずれも、宛名住所はc宅とされ、宛名には請求人が「G」(Aとの連名を含む。)と記載され、そのうち平成○年のもの以外は、Aとの連名であることが認められるのである。加えて、前記1(8)キによれば、Aが平成○年○月○日ないし同年○月○日付けで作成した本件医療機関同意書の「家族または保証人」欄には、いずれも、その続柄を「知人」とはしているが請求人の署名押印が認められるのである。そして、本件記録中、請求人の主張は首尾一貫し、不自然な点も見受けられず、これらを考え併せれば、前記1(4)からは、請求人とAが住民票上同一住所に住所を定めていたことは認められないものの、請求人は、少なくとも、平成○年の正月には、c宅で起居するに至り、Aの死亡当時までの間、c宅においてAと同居していたものと認めるのが相当であり、請求人が「G」や雅号「I」を名乗り、本件医療機関同意書の「家族または保証人」欄にも署名押印していたことを考え併せれば、請求人とAは、その間、前記(1)ア及びイの2つの要件を備えていたと認めるのが相当であり、事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるべきである。

生計同一関係についても、上記説示のとおり、請求人とAは、少なくとも、

平成○年正月頃からAの死亡当時までの間、c宅において同居していたことが認められるところ、前記1(8)イ及びウからは、請求人がd社に依頼した部品代及びその取付料がA名義で支払われていることも認めることができるのであるから、請求人とAは、前記(1)ウに該当すると認めるのが相当であり、Aの死亡当時において、生計同一関係にあったと認めるべきである。そして、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては明らかなのであるから、請求人は、Aの死亡当時において、Aと生計を同じくし、かつ、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるべきである。

なお、本件医療機関同意書に記載された請求人の続柄が「知人」であることやAの葬儀に係る喪主が請求人ではなく長男Dであったことについては、前記1(9)によりうかがえる事情からも不自然な点はなく、上記判断を左右するものにはなり得ない。

- (3) 以上によれば、Aの死亡当時において、請求人は、Aと生計を同じくし、かつ、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められるのであるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金及び本件未支給保険給付が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、いずれも妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。